



Newsletter

2026 年 9 月号

テーマ

税制改正

- [2026 年税制改編案政府案を確定](#)

税務動向

- [国税庁、2026 年下半年の国税行政運営方案を発表](#)

例規・判例

○ 国税庁

- [海外親会社が完全子会社である内国法人の役職員に対して支給した RSU の支給費用を内国法人が補填した場合、その支給費用補填額が内国法人の損金算入対象になるか否か](#)

2026. 9. 29

Deloitte Anjin LLC
Japanese Services Group(JSG)

税制改正

2026 年税制改編案政府案を確定

政府は 8.3.（月）「2026 年税制改編案」の発表後、11 つの税法改正法律案について部署協議および立法予告を実施し、8.27.（木）次官会議を経て 9.1.（火）国務会議で政府案を最終確定しました。議決された 11 つの税法改正法律案は 9.3.（木）に国会に提出され、定期国会で審査する予定です。

主な修正事項は次の通りです。

主要修正事項

○ ISA 改編（租税特例制限法§91 条の 18）

- （ISA 契約期間、納入限度、失効期限）現行維持

< **修正理由** > 国民の資産形成の支援

○ 生産的金融 ISA の新設（租税特例制限法§91 条の 29 新設）

< **生産的金融 ISA の新設および支援の拡大** >

- （契約期間）最小 3 年、最大契約期間の制限なし（現行の一般 ISA と同じ）
- （納入限度）1 年基準 2 千万ウォン、総 2 億ウォン、年間納入限度の未使用分は繰越（現行の一般 ISA と同じ）
- （失効期限）なし（現行の一般 ISA と同じ）
- （特例）利子・配当所得非課税
- （青年型 ISA）一定所得以下の青年加入者に納入金 10%の所得控除を追加支援（青年未来積金の重複加入可能）

< **修正理由** > 国民の資産形成および国内資本市場の活性化支援

○ 住宅分総合不動産税の基本控除金額（総合不動産税法§8①）

< **非居住時の基本控除金額の調整** >

- （非居住 1 世帯 1 住宅者）12 億ウォン
- （非居住夫婦共同名義の 1 住宅者＊）夫婦各々 6 億ウォン

＊共同名義 1 住宅者特例を申請しなかった場合

< **修正理由** > 1 世帯 1 住宅者および夫婦共同名義の 1 住宅者の総合不動産税の負担を調整

○ 総合不動産税の税負担上限（総合不動産税法§10・§15）

<住宅分および土地分総合不動産税の税負担上限の現行維持>

- 税負担上限 150%

<修正理由> 総合不動産税の税負担上限率の調整

○ 地方移転・特区入居に対する税制支援の還流期間調整（租税特例制限法§145）

<還流期間調整>

- （還流期間）地方移転、特区入居・創業・事業場新設又は事業用有形固定資産＊に投資を開始した課税年度から減免期間の最後の課税年度まで

＊具体的な事項は大統領令で規定

- （還流額）減免税額（農漁村特別税を除く）の30%

<修正理由> 地方移転および特区入居前に投資する課税年度から還流期間に含める

○ 人的役務事業所得の源泉徴収税率の引下げ対象の調整（所得税法§129）

<現行税率の維持対象範囲調整>

- （人的役務事業者に対する源泉徴収税率の引下げ）3% ⇒ 2%
- （現行税率の維持対象）簡易帳簿対象者かどうかにかかわらず、保険販売業者・訪問販売業者・飲料品配達員には現行税率（3%）を維持

<修正理由> 納税協力費用を考慮し、適用範囲を合理化

○ 都市鉄道建設役務に対する付加価値税零税率の経過措置対象の拡大（租税特例制限法§105①、③）

<零税率の適用期限終了による経過措置対象の拡大>

- 【（新規建設）民間投資事業】‘26.12.31.以前の妥当性分析又は提案書の検討完了分
- 【（新規建設）政府財政事業】‘26.12.31.以前に基本計画が告示されたもので、‘27.12.31.以前に事業計画又は実施計画が承認された分

<修正理由> 既に推進している事業に対する付加価値税零税率の適用

税務動向

国税庁、2026 年下半期の国税行政運営方案を発表

国税庁は 8.12.（水）全国税務官署長会議を開催し、今後の「国税行政運営方案」を発表しました。

主な内容は次の通りです。

主要内容

- 韓国のさらなる発展を、強固な国家財政で支える
 - 下半期の主要税目における誠実申告支援の拡大と徹底した税源管理、滞納管理団の運営および国税外収入の統合徴収を通じて、中長期的な財政基盤を強固に構築
 - ミリチェウム・モドゥチェウムの拡大＊、「税務署への来署を要しない」所得税申告支援サービス＊＊の推進、デジタル脆弱階層に電子申告の方法等を案内する「税金申告案内・教育サービス」の強化等、申告の便利性を向上させる一方、海外信託の未申告等の租税回避リスクの高い分野については税源管理能力を重点的に投入
 - ＊（例）物件所在地や譲渡日等の譲渡所得税申告のミリチェウムサービスを、入居権・分譲権等其他資産にまで拡大
 - ＊＊納税者の同意のもと、国税庁が作成したモドゥチェウム申告書により自動申告される「モドゥチェウム自動申告制」等を開発（‘27 年～）
- 統合財政収入機関（Revenue Service）への飛躍、国税行政の AI 大転換等、革新課題を着実に遂行し、国税行政の新たな未来を準備する
 - ‘27 年国税外収入統合徴収を本格的に施行することを目標に、「国税外収入滞納額の徴収および管理に関する法律＊」を年内に通過させるために関連立法手続きを充実に支援
 - ＊滞納された国税外収入の徴収権限の国税庁への一元化、課税情報の活用、効率的な徴収手段等の規定
 - 国民との接点が最も広い納税サービス分野から順次、国税行政のすべての分野において AI への転換を拡大し、「公共 AI 先導モデル」の実現を推進
- すべての人の成長を支援する、合理的かつ納税者に寄り添った税政の実現
 - 為替レート・原油高・物価高の影響で困難に直面している納税者に対し、納付期限の延長＊、還付金の早期支給、小商工人に対する税務調査の猶予延長等、先制的な税政支援を継続的に実施
 - ＊（付加価値税）高い為替レートによる被害、創業青年等 103 万人、（法人税）高い為替レート・原油高による被害等 4 万法人
 - 地方主導の成長を支援するため、地方移転中小企業に対し、専用の税務相談窓口を新設し、控除・減免に関するコンサルティングの優先処理等の税政上の投資インセンティブを提供し、地方所在企業に対する定期税務調査の猶予期間を最大 3 年まで拡大

例規・判例

【国税庁】海外親会社が完全子会社である内国法人の役職員に対して支給した RSU の支給費用を内国法人が補填した場合、その支給費用補填額が内国法人の損金算入対象になるか否か

（事前-2025-法規法人-1097、2026.7.23.）

■質疑

海外親会社が 100%の持分を所有した内国法人所属の役職員に対し、その海外親会社の株式を基礎とする制限条件付株式ユニット（Restricted Stock Unit、以下「争点 RSU」）を付与する株式報酬制度を運営しており、争点 RSU に基づき、内国法人所属の役職員に対して海外親会社の株式報酬が支給される場合、該当支給費用（以下、「争点 RSU 支給費用」）を内国法人が海外親会社に補填する場合、内国法人がその補填した金額（以下、「争点 RSU 支給補填額」）を損金算入できるか否か

■事実関係

- ○○株式会社（以下、「申請法人」）は商品の販売および仲介を主たる事業として営む内国法人であり、米国法人である○○○○○○, Inc.（以下、「本件海外親会社」）が持分 100%を所有した完全子会社であり、本件海外親会社は米国ニューヨーク証券取引所（NYSE）に発行株式を上場している上場会社である
- 本件海外親会社は 2021.2.10.から申請法人の役職員が一定の要件を満たすことを条件として、事前に約定された権利確定時点に海外親会社の株式を支給する株式報酬制度（＝争点 RSU）を施行していたが、2025.○○.○○.、申請法人と本件海外親会社は 2026.1.1.から争点 RSU により支給される本件海外親会社の株式報酬について、申請法人が本件海外親会社に争点 RSU 支給費用を補填する約定を締結した

回答

貴事前回答申請における RSU（Restricted Stock Unit）が「法人税法施行規則」第 10 条の 2 の各要件をすべて満たす場合（株式を支給する場合であり、同条第 3 項第 1 号の適用が除外される）、株式報酬を支給した海外親会社に対し、国内子会社が補填する金額については、同法施行令第 19 条第 19 号に基づき、損金に算入されるものである。

デロイト安進会計法人

Japanese Services Group (JSG)

私どもデロイト安進会計法人は、全世界的な組織である Deloitte Touche Tohmatsu LLC（以下、「DTT」又は「デロイト」）のメンバーファームとして DTT のノーハウとデータベースを共有し、他のメンバーファームとの協力体制の下で顧客のニーズにお応えする様々なサービスを提供しています。

なお、弊法人は DTT の日系企業向けの専門組織である JSG（Japanese Services Group）の一員として韓国に進出する日系企業に対して専門化したサービスを提供する、「デロイト安進会計法人 JSG」を有しています。

デロイト安進会計法人 JSG は、日本語によるコミュニケーションだけでなく、該当分野で豊かな経験と知識を持つ人材を中心に様々なサービスを提供しております。

JSG のサービス内容については、ウェブサイト（[韓国での日系企業向けサービス](#)）をご参照ください。

当ニュースレターについて、ご質問事項などがございました場合は次の担当者までご連絡ください。

担当者：徐正旭（Seo, Jung Wook） / TEL +82-2-6676-1871 / juseo@deloitte.com

李志殷（Lee, Ji Eun） / TEL +82-2-6138-6680 / JiEunLee1@deloitte.com

ニュースレターに掲載されている内容及び意見は、一般的な情報提供のみを目的とし、安進会計法人の公式的な意見を述べるものではありません。

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more. Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which is a separate and independent legal entity, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Bengaluru, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Mumbai, New Delhi, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo. This communication contains general information only, and none of DTTL, its global network of member firms or their related entities is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser. No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication.

© 2026. For information, contact Deloitte Anjin LLC